

令和2年 第4回定例会 可否表

以下の議案は、全員賛成で可決されました。

議案 96	情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
議案 97	町営基幹水利施設管理事業（国営尾鈴地区）の事務の委託について
議案 98	町道認定路線の変更及び町道路線の認定について
議案 99	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案 100	高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
議案 101	高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
議案 102	高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案 103	高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案 106	令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案 107	令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案 108	令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案 109	令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）
発議 7	地方議會議員の保障制度等の創設を求める意見書

今般、議員の厚生年金創設の要望、請願が全国市町村から提出されているが、自治法上の常勤、非常勤の壁が高く実現には程遠いものである。市町村議員は、地域を繋ぎ次世代に地方の景観や国土を保全していくこと、更には持続可能な町づくりが大きな課題でもある。他方、懸案であつた公選法が令和2年6月に議員立法により70年振りに改正され12月12日に施行された。この改正は町村にとつては法の基の平等を担保されたことであり、地方自治の原点回帰と評価するものである。しかしながら、地方議会議員の福利厚生や身分保障等の手当は薄く、魅力ある立つ位置では無いことが現在の問題になつてゐることは言うまでもない。

常勤特別職の退職手当は規定され非常勤の特別職に付いては除外されている。

よつて、国に於いては、地方の元気が国を支える礎であることを基本理念の基、事情を賢察の上、地方議会議員の退職手当制度等の創設を可能とする地方自治法の改正及び関係法の整備を強く要望する。

条例改正等

◇情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

・ツ瀬川営農飲雜用水広域水道企業団を加えるとともに、規約を変更することについて
係団体と協議するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

◇職員の特殊勤務に関する条例の一部改正について

疫等の作業に従事した職員に対する同手当の特例について、所要の改正を行うもの。

◇高鍋町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

高鍋町地域経済索引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する
規則(案)について

◇高鍋町地域経済索引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

法律第25条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

◇高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

護支援専門員を管理者とすることを可能にするため、所要の改正を行うもの。

◇高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

◇町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

地方自治法の一部改正に伴い、必要な事項を定めるもの。

日本人の人口は、少子高齢化が加速し右肩下がりの減少に転じている。取り分け地方は厳しい状況は否めず、全国1718の市町村は地方創生や持続可能な町づくりに懸命な努力をしている。そのような状況下にあり、地方議会の元手不足は市町村議会の二元代表制を搖るがす大きな問題になつてゐる。国は対策として兼業禁止等の規制の緩和を視野に入れ対策を講じてゐるもの、民主主義の根幹が危惧されるものである。

また、平成の大合併により町村は926となり議員年金は原資の枯渇により平成23年6月に廃止となつた。市町村合併を進めるることは議員年金原資の減少になることは予測できたことであり、同時に制度確立が必要であつたことは否めないと考察する。

このことは、議員を志す者にとつては気持ちを削がれ、特に町村は過去の名譽職等の位置づけでは済まされない現状にある。